



(単位:百万円)

区 分	その他の経費	減価償却費	貸倒引当金繰入額	支払利息	資産処分損益	(参 考) 決算額
I 人にかかるコスト	-	-	-	-	-	-
II ①物にかかるコスト	-	1,005	-	-	-	-
②庁舎等(減価償却費)	-	2,247	-	-	-	-
III 事業コスト	7,185	-	6,289	2,731	△ 100,406	18,379,859
(1)地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	37	-	-	-	-	3,097
(2)必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	144	-	-	-	-	13,909
(3)利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること	9	-	-	-	-	1,326
(4)国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること	-	-	-	-	-	49,610
(5)感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	4,342	-	-	-	-	344,760
(6)品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること	158	-	-	-	-	4,143
(7)安全な血液製剤を安定的に供給すること	3	-	-	-	-	573
(8)新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	23	-	-	-	-	96,704
(9)全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	2,336	-	6,289	2,731	△ 100,406	17,846,422
(10)妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること	37	-	-	-	-	19,161
(11)健康危機管理を推進すること	92	-	-	-	-	152
コスト計(I+II+III)	7,185	3,253	6,289	2,731	△ 100,406	-

(参考) 自己収入 8,481,409 百万円

当該政策にかかる自己収入については、年金特別会計の保険料収入等である。

## 2. 政策にかかるストック情報(主な資産等)

(単位:百万円)

区 分		ストック内訳							
		たな卸資産	未収金	未収保険料	貸倒引当金	土地	立木竹	建物	工作物
物にかかるコスト	1,297	-	-	-	-	-	-	-	-
庁舎等	32,003	-	-	-	-	23,650	31	6,461	1,859
(5)感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	12,675	15,594	-	-	-	-	-	-	-
(6)品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること	△ 3	-	-	-	-	-	-	-	-
(9)全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	△ 229,841	-	0	854,266	△ 146,445	3,568	-	-	-
合 計	△ 183,868	15,594	0	854,266	△ 146,445	27,219	31	6,461	1,859

(単位:百万円)

区 分	ストック内訳						備 考
	船舶	物品	無形固定資産	出資金	未払金	借入金	
物にかかるコスト	-	1,247	50	-	-	-	
庁舎等	-	-	-	-	-	-	
(5) 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	0	-	-	-	△ 2,920	-	
(6) 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること	-	-	-	-	△ 3	-	
(9) 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	-	-	-	1,173,771	△ 635,774	△ 1,479,228	
合 計	0	1,247	50	1,173,771	△ 638,698	△ 1,479,228	

※「物にかかるコスト」及び「庁舎等」の区分に当てはめられてる「物品」「無形固定資産」、「土地」「立木竹」及び「建物」「工作物」は、特定の政策に結びつけることが困難なため、定員数により、当該政策に配分を行っている。

### 3. 参考情報

(1) 当該政策に関連するコストの状況

① 当該政策に配分された官房経費等の額 (単位:百万円)

I 人にかかるコスト	1,853
II 物にかかるコスト(庁舎等を含む。)	4,559
III その他事業コスト	119,284
合 計	125,698

② 当該政策に配分された当年度の公債にかかる利払費 (単位:百万円)

利払費	554,898
-----	---------

・省庁別財務書類の公債関連情報として記載されている利払費が、一般会計における政策ごとの「政策にかかるコスト」と「当該政策に配分された官房経費等」を合算したコストを基準として当該政策に配分された場合の額である。

(2) 政策の概要

地域において必要な医療を提供できる体制の整備、必要な医療従事者を確保及び資質向上を図ること、利用者の視点に立った効率的かつ質の高い医療サービスの提供の促進、国が医療政策として担うべき医療(政策医療)の推進、感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止及び感染者等に必要な医療等の確保、品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器の国民の適切な利用の実現、安全で安心な血液製剤の安定的供給、保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給の確保及び緊急時等の供給体制の準備進行、全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度の構築、妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層における地域・職場などの様々な場所での国民的健康づくりの推進、健康危機管理の推進。

(3) 共通経費配分の方法

「人にかかるコスト」、「物にかかるコスト」及び「庁舎等」については、定員数による配分を行っている。また、本省に一括して計上されている一部の人件費については、定員数により地方局・外局へ配分を行っている。

(4) その他

なし。